

交野市集団検診（がん検診・特定健診等）業務委託

女性がん検診業務仕様書

1. 業務名

女性がん検診業務

2. 委託期間

契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日

3. 目的

交野市（以下、「発注者」という。）において、市民の健康の保持増進、疾病の早期発見・早期治療につなげるために、各がん検診（以下、「本業務」という。）を実施することを目的とする。

4. 委託料

(1) 委託料の算出

- ① 検診バスを必要とする検診については、バス派遣料（バス代+技師+フィルム等）を固定費、固定費以外に係る検診費用^{*}は 1 人あたりの単価として受診見込人数を乗じて積算し、見積書に計上すること。
- ② その他の検診は 1 人あたりの検査費用に受診見込人数を乗じて算出すること。
※①②の検査費用には、受付料、問診、問診票及び結果送付に係る郵送費用、医師派遣料を含むこと。
- ③ 以下の場合には当該委託料とは別途計上すること。
 - ・ 休日に検診を実施した場合
 - ・ 電子媒体の提出に係る費用

- (2) 委託料の上限金額はすべての検診項目において受診見込人数を実施した場合の額であり、受診見込人数（発注数）を保証するものではない。ただし単価契約であるため、受診見込人数を上回る検診を実施した場合はこの限りではない。

5. 対象者及び受診見込人数

交野市立保健福祉総合センター（ゆうゆうセンター）（以下、「センター」という。）での集団検診を対象とした業務とする。乳がん検診・子宮頸がん検診・大腸がん検診を、同日に同一会場で実施すること。

項目	対象者	受診見込人数		
		令和8年度	令和9年度	令和10年度
大腸がん	40歳以上の女性市民	280人	280人	280人
乳がん	40歳以上の女性市民 （令和8年度及び10年度は和暦で偶数生まれ、令和9年度は和暦で奇数生まれ） ※対象外の女性でも前年度受診歴がない者は対象とする	160人	160人	160人
子宮頸がん	20歳以上の女性市民 （令和8年度及び10年度は和暦で偶数生まれ、令和9年度は和暦で奇数生まれ） ※対象外の女性でも前年度受診歴がない者は対象とする	250人	250人	250人

6. 実施時期・実施回数

(1) 実施時期・回数

- ① 毎年度、5月1日～3月31日の間に実施すること。
- ② 検診の開催回数は、発注者および受注者の協議により、各年度の受診見込人数に応じて無駄のない効率的な回数（半日を1回とする）を設定すること。なお、開催日程（時期）については、受注者が提案する。
- ③ 当日の運営は午前9時00分から17時00分までに努めること。
- ④ 特定の時期に偏らず、年間を通じて均等に実施すること。
- ⑤ 日曜日に受診できる日程を年1回設定すること。

7. 業務内容

(1) 準備等

- ① 本業務実施日の30日前までに発注者から受診者名簿を電子データで受け取り、受診番号や呼び出し時間に変更がある場合には、電子データを修正すること。なお、修正した名簿は発注者へ実施日の10日前までに送付すること。
- ② 受診者情報が記載された予約票、問診票を作成し、実施日の10日前までに受診者へ予約票、問診票、案内文、検便容器、検尿容器等必要物品を送付する。
- ③ 子宮頸がん検査に使用する検診台については、センターに2台設置されており、これを使用することができる。その他の備品等を使用する場合は事前に申し出ること。
- ④ 本業務実施に伴う必要器具・物品及び準備にかかる設営（事前）、業務に携わるスタッフの

確保、当日の受付事務、会場整理、受診者案内、後片付け（医療廃棄物の処理を含む）等は受注者が責任をもって行うこと。

- ⑤ 本業務を受注するにあたり、責任者を定めることとする。なお、本業務履行に際して、責任者が配置できない場合は、代理責任者を定めて、安全かつ的確に実施できるよう統括すること。

(2) 当日の受付

- ① 受注者は、本業務の実施にあたり、個人情報保護及び結果共有の取扱いについて、関係法令を遵守するとともに、発注者との間で適切に管理・共有すること。あわせて、受診者に対しても当該取扱い内容を受付時に適切に説明し、理解を得るよう努め、受診者が安心して受診できるよう配慮すること。
- ② 受診者名簿より、加入の健康保険等及び本人確認を行うこと。受診条件に該当しているか確認のうえ、対象外の者への検診は行わないこと。対象外と判明した場合は受診できない理由を説明すること。
- ③ 受診対象者でないことが後日判明した場合は、受診費用の実費請求が必要になることを説明すること。
- ④ 受診者から以下の表に記載の自己負担金の徴収等をし、領収書を発行すること。

検診項目	徴収費用	備考
大腸がん検診	各 500 円	市国保加入者、生活保護世帯、市・府民税非課税世帯に属する者は無料とする。
乳がん検診		
子宮頸がん検診		

- ⑤ 受診者の持ち物や、問診票の記載内容等を確認すること。
- ⑥ 健康手帳（発注者が準備）を発行する。持参忘れや、紛失した者に対し、検診項目部分をコピーした用紙を渡し、手帳に貼るよう伝えること。
- ⑦ 健康手帳には受診する項目に日付印と「交野市」印を押印すること。
- ⑧ 各がん検診受付、大腸がん検診検体の提出について案内をする。
- ⑨ 会場内の順路を明確にし、表示や案内係を配置し流れを理解できるように説明する等、受診者が円滑かつ快適に受診できるようにすること。

(3) 各項目の詳細内容は別添資料「交野市 集団検診（がん検診・特定健診等）実施内容」に記載する内容のとおり実施すること。

(4) 受診終了者への説明等

- ① 検診実施後の注意事項等を説明すること。
- ② 受診項目がすべて終了していることを確認し、結果は受診者に郵送により通知することを説明すること。なお対象者には、検診当日に発注者が実施する骨密度測定会への参加勧奨を実施すること。
- ③ 発注者が配布依頼する指導パンフレット、チラシ等（受注者が準備する）を受診者に配布す

ること。

- ④ 受診者へ継続受診が重要であることを説明すること。
- ⑤ 要精検の場合には精密検査を受診することが重要であることを説明し、未受診の場合には市より連絡があることを伝える。

(5) 終了後の事務処理

- ① 当日の受診者数や出務医師名等を日報にまとめ検診実施後に提出すること。また当日受診者リストを作成し、電子媒体で提出すること。
- ② がん検診の受診者から徴収した自己負担金は、受注者の収入とし持ち帰ること。

8. 実施体制及び苦情・事故等の対応

- (1) 実施日には責任者を配置し、受診者の安全管理の徹底、混雑や緊急時に対応できる体制（業務時間の延長などによる対応など）を確保すること。
- (2) また受診者からの苦情及び事故防止に努めること。苦情及び事故が発生した場合は、受注者が誠意をもって対応し、速やかに発注者に報告するとともに内容や経緯、再発防止策等を記載した報告書を提出すること。
- (3) 受診者からの問い合わせがあることを想定し、受注者が対応（相談、説明等）できる体制を整えること。

9. 結果について

- (1) 至急で医療機関の受診が必要な場合など、郵送による結果通知より早く結果を知らせる必要がある場合は、発注者へ連絡すること。なお、至急対応が必要と想定される判断基準について、事前に発注者と共有すること。
- (2) 結果通知書や精密検査に関する文書、要精密検査者の画像データ、啓発チラシ等（発注者作成）については、受注者から直接、実施後 28 日以内に受診者に郵送すること。
- (3) 受注者は、受診者本人の請求に基づき、発注者を經由せずに検診結果等を受診者本人に対して直接開示すること。開示した場合、発注者へ報告すること。

10. 各種帳票等の提出

検診実施後 20 日以内に以下の帳票を提出すること。

帳票	提出先
・ 各がん検診の受診日別に受診結果、要精密検査の要否などが記載された一覧 ・ 各がん検診の受診日別個人別受診結果 ・ 各がん検診等の受診日別要精密検査者一覧	健康増進課

11. データの作成・提出

各がん検診については地域保健・健康増進事業報告に記載する内容に基づき電子データを作成し、電子データ（CSV データ）を収録した磁気媒体を発注者（健康増進課）に提出すること。また、デー

タの作成にあたっては、発注者が業務委託するシステム業者と調整のうえ、本市健康管理システムの仕様に沿った形式で作成すること。データの提出前に、内容に誤りがないか確認すること。なお、提出前に必ずコンピューターウイルスの検索を行い、ウイルス感染していないことを確認し、当月分を翌月末日までに提出する。個人情報保護を順守し、厳格な管理を行うこと。

12. 記録の保存

- (1) 問診記録、結果、各がんエックス線画像、標本（子宮頸がん）は、実施年度の翌年度から5年間保存し、その後適切な方法で破棄すること。
- (2) 保存期間中に発注者より依頼があった場合には、記録を提出できるよう管理すること。

13. 受注者の負担の範囲(委託料に含むもの)

- (1) 本業務に必要な消耗品、印刷費、交通費、その他の費用は、特別な記載がある場合を除き受注者の負担とする。ただし、本業務に係る本仕様書履行のための経費のうち、発注者への請求が妥当と考えられるものについては、事業者選定時の見積金額として算出しておくこと。
- (2) 本業務に必要な資機材、器具は受注者が準備し負担すること。
- (3) 案内及び結果の郵送に係る経費については受注者の負担とする。
- (4) 記録提出の紙媒体及び電子媒体の提出に係る費用は受注者の負担とする。

14. 委託料の請求・支払い

- (3) 業務完了後、受注者は自己負担額を差し引いた契約金額（請求額）を、発注者（健康増進課）に翌月月末までに請求すること。
- (4) 発注者は請求書を受理してから、その内容を点検し、適当と認めた時は30日以内に受注者に当該金額を支払うものとする。

15. 業務の実施に関する打合せ等

- (1) 令和8年度の開催日程については、令和7年11月28日選定結果通知後、発注者と協議の上、1月下旬までに報告を行うこと。令和9年度及び令和10年度の開催日程については、前年度1月下旬までに報告を行うこと。
- (2) 精度管理と本業務を円滑に遂行するため、実施に関わる検討会や連絡会等に参加するとともに、本仕様書並びに契約書等に定めのない事項については発注者と協議し、本業務完遂をめざし、積極的に協力すること。

16. 再委託

- (1) 受注者は、本業務の全部を第三者に再委託することはできない。
- (2) 受注者が本業務の一部を第三者に再委託しようとする場合は、事前にその内容及び委託先の名称、その他発注者が必要と求める事項を書面により報告のうえ、発注者の承認を得ること。
- (3) 再委託に生じる全ての責任は、受注者が負うものとする。
- (4) 再々委託は認めない。

17. 第三者に及ぼした損害

- (1) 本業務の遂行に伴い、通常避けることのできない理由により第三者に及ぼした損害を補償しなければならないときは、発注者と受注者で協議してその負担額を定めるものとする。ただし、当該損害を防止するために必要な措置等善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害については、受注者の負担とする。
- (2) 上記(1)に定めるもののほか、本業務の遂行に当たり第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。
- (3) その他業務の遂行に当たり、第三者との間に紛争が生じた場合においては、双方が協力して処理解決に当たるものとする。
- (4) 受注者は、上記に基づく損害が生じたときは、その事実の発生後、遅滞なくその状況について書面をもって発注者に通知することとする。

18. その他

- (1) 受診者への配付物については、事前に内容等を発注者と協議すること。
- (2) 災害、台風等の際には、事業が安全に行えるか受注者とその都度協議を行い、実施できないと判断した場合は、受注者は別途実施日程の提案を行う。
- (3) 受診者のプライバシーに配慮し、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。